

さが農業経営・就農支援センター専門家登録・派遣規程

制定 農経第 233 号令和 4 年 5 月 2 日佐賀県農林水産部農業経営課長通知
一部改正 農経第 343 号令和 5 年 4 月 27 日佐賀県農林水産部農業経営課長通知
一部改正 農経第 367 号令和 6 年 5 月 1 日佐賀県農林水産部農業経営課長通知

1. 資格要件

さが農業経営・就農支援センター（以下「支援センター」という。）から派遣する専門家は、次の（１）から（２）までの全ての要件を満たす者であって、専門家名簿に登録された者とする。

（１）農業経営・就農支援体制整備推進事業別記 1 の農業経営・就農サポート推進事業第 3 の 4 の（２）の（ア）に掲げる要件を満たす者とする。

ア 以下の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当し、かつ（エ）及び（オ）を満たしていること

（ア） 税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、公認会計士、弁護士、司法書士、弁理士、行政書士、不動産鑑定士、ファイナンシャル・プランニング技能士等

（イ） 経営コンサルタント（経営学修士を取得した者に限る。）、農業経営アドバイザー、デザイナー、社員教育接遇マナー講師等

（ウ） 大学教授、指導農業士、農業法人経営者、先進的な農業経営に取り組む認定農業者等

（エ） 以下のいずれかに該当すること。

（a） 各種の専門的かつ実践的な知識、技術、技能等（以下「技能等」という。）を活用した実務に 10 年以上従事した経験を有する者

（b） 技能等に関する公的資格を有し、かつ技能等を活用した実務に 5 年以上従事した経験を有する者

（c） 技能等に関する指導、教育、研究等に 5 年以上従事した経験を有する者

（d） 上記（a）から（c）までに掲げる者と同等以上の技能等及び経験を有すると認められる者

（オ） 自らの専門的分野において農業経営者などへの支援実績があること。

（２） 佐賀県内全ての地域において、訪問、リモート通信等による農業経営者等への指導等ができること。

2. 登録及び解除

（１）登録

ア 支援センターは、本規程に基づき、事務局（一般社団法人佐賀県農業会議）のホームページで常時、専門家の公募を行うものとする。

イ 登録申請に当たっては、専門家は専属スタッフ（以下「スタッフ」という。）に応募申込書（様式 1）を提出するものとし、審査等必要な手続きを経て、支援センター

運営会議（中央戦略会議）において選定されるものとする。ただし、さが農業経営相談所（以下「相談所」という。）の専門家として登録されていた者についてはこの限りでない。

ウ 支援センターは、選定された専門家を速やかに専門家名簿へ登録し、事務局のホームページ上にそれを公表する。

エ 登録された専門家は、登録内容に変更があった場合、若しくは自己の都合により活動を継続し難い場合は、その旨を速やかにスタッフに連絡し、スタッフは支援センターに伝達するものとする。

オ 専門家の登録期間は登録日から5年以内とし、相談所の専門家として登録されていた者については、その登録日から起算して5年以内とする。

（2）登録更新

ア スタッフは登録期間が満了する前に専門家に連絡を行い、登録継続の意思を確認するものとし、その結果については支援センターに伝達するものとする。

イ 支援センターは、登録継続の意思を表明した専門家については、支援実績等を勘案した上で、登録更新できるものとする。

ウ 支援センターは、継続しない旨を確認した場合は登録更新を行わないものとする。

（3）登録解除

専門家が3の（2）に定める事項のいずれか一に違反した場合は、支援センター運営会議に諮った上で速やかに専門家名簿から登録を解除し、専門家名簿の更新を行うものとする。

なお、更新した名簿は、事務局のホームページ上に公表するものとする。

また、専門家本人から登録解除の申し出があった場合も、同様の対応を行う。

3. 職務内容

専門家は、スタッフからの指導依頼に基づき、支援センターで決定した重点支援対象者（以下「重点者」という。）に対し、具体的かつ実践的な指導を行うものとする。

（1）指導前の準備

専門家は、相談内容に基づいた具体的かつ実践的な指導を行うため、当該重点者の農業経営の概要及び指導等を希望する内容について、事前にスタッフから共有された経営相談カルテ（以下「カルテ」という。）等により十分理解しておくこととする。

（2）禁止行為

専門家は、次に掲げる行為を行ってはならない。

ア 業務上知り得た重点者の秘密を漏らす行為

イ 支援センターの運営、事業等に関して知り得た情報について、支援センターの同意を得ずに第三者へ提供する行為

ウ 支援センターの信用を著しく損なうような行為

エ 反社会勢力との付き合い又はその関係が疑われるような行為

オ 重点者に対し、支援センターの同意を得ずに行う自らの営業行為

カ 支援センターの同意を得ずに、直接重点者と訪問日や指導計画を調整する行為

4. 留意事項

(1) 指導の事前調整

該重点者の掘り起こし活動に協力した機関・団体の職員（以下「支援チーム責任者」という。）又はスタッフ等は、専門家が指導上必要とする情報の収集等を十分に行い、カルテにできるだけ詳細に記入するものとする。

(2) 専門家への同行支援

専門家が指導を行う場合には、原則、スタッフ及び支援チーム責任者が同行支援を行うものとする。

(3) 受益者負担

ア 専門家が指導を行う際に使用する材料費等、長期継続的な指導が必要な場合の顧問料等は、指導を受ける重点者の負担とする。

イ 専門家は、重点者と顧問契約を締結した場合は、速やかにスタッフに申し出るものとする。

(4) 謝金及び旅費

専門家へ支払う謝金の額は、8,800円/時間に活動に従事した時間を乗じて算出し、旅費の額は「一般社団法人佐賀県農業会議職員等の旅費に関する規程」に準じるものとする。

また、支払いに当たっては、スタッフが作成した専門家活動記録（様式3）をもとに、事務局が1月単位で集計を行い、翌月20日（休日の場合は翌営業日）に指定する口座に振り込む。ただし、3月分は当月30日（休日の場合は前営業日）に振り込むものとする。

(5) 事後指導

伴走型支援を実施した支援チーム責任者等は、専門家の指導後も必要に応じて事後指導を行うことにより成果を確認し、スタッフを通じて当該専門家に事後報告を行うなど連携をとるものとする。